

神戸地方裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日時

平成29年2月7日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

小西和夫，瀬川均，武谷真名，田中裕子，丹本陽，陳來幸，長井秀典，中林志郎，中邨清一，中本敏嗣（委員長），西多弘行，松山秀樹，丸山毅，山野由美子

（説明者）

西井和徒（民事上席裁判官）

（庶務）

新見雅信（事務局長），粟生博文（民事首席書記官），丸橋俊幸（刑事首席書記官），山本正道（民事訟廷管理官），小西圭（総務課長），三好明美（総務課課長補佐），長野香織（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，1月31日付け退任の野崎弘委員及び村田泰男委員，新任委員として，2月1日付け就任の中林志郎委員及び西多弘行委員の紹介があった。

(2) 民事裁判の現状と課題についての説明（西井民事上席裁判官）

民事裁判の概要，審理期間・終局事由等の現状，課題とその実現のための方策等についての説明があった。

(3) 民事裁判の現状と課題についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

○ 顧客や取引先と法的権利を主張するような機会が増えてきていることもあり、民事裁判は増えているのかと思っていた。減ってきている原因は何か。

● 原因についてはつかめていないというのが正直なところである。おっしゃるとおり、現代社会においては裁判の需要は増えていくのではないかと一般的に予想されていたが、実際には、交通事故関係の裁判を除いては減少が続いている。しかし、過払い金訴訟が収束しているので、今後はまた貸金請求訴訟が増えるかもしれない。

○ 弁護士会で分析しているわけではないので、個人的な感想になる。

交通事故関係の裁判が増えている原因としては、交通事故を事件として積極的に掘り起こす弁護士事務所が増えてきたこと、弁護士費用を払う特約のある保険を利用して提起することが増えていることがあるのではないか。

そこからすると、逆にそれ以外の裁判が減っている原因としては、弁護士へのアクセスが十分にできていないこと、弁護士費用の問題等が考えられる。しかし、弁護士数の増加、弁護士の広告の自由化、各事務所でも無料の法律相談を行っていることなどから、弁護士へのアクセスはしやすくなっていると思う。また、法テラスの立替制度が整備され、費用の面でも提起しやすくなっているのではないか。

弁護士の増加により、訴訟になる前の交渉等での解決が増えているのであれば望ましいが、紛争があるのに泣き寝入りしているケースがあるのであれば、対応しなければならないと思う。

◎ 平成十年代に司法制度改革の議論が始まった際には、規制緩和により事後紛争は増えてくるという見込みの下、裁判所の態勢強化と弁護士の増員が図られた。実際には、一時期、過払い金関係裁判の増加はあったが、それ以外の民事裁判や民事調停は減少傾向にある。

裁判所へ申し立てられる民事的紛争が減少している原因については、弁護士数の増加により相談態勢が強化された、ADR（裁判外紛争手続）制度が整備

された、インターネットで情報収集することによってそれなりに納得する人も
いるなど、考えられる。また、長引く経済不況により、裁判所の利用者の多く
を占める中小企業が利用しなくなっているということも考えられる。また、裁
判所の広報の問題も考えられる。しかし、はっきりした原因は分かっていない。

○ 地方公共団体で行っている法律相談も件数が減っているが、原因はよく分か
っていない。先ほど出ていた原因以外に、消費者行政等について、事案の積み
重ねの中で、それに対応するための啓発的な取組、制度的な取組をしているこ
とがあるかもしれない。また、マクロ的に見ると、経済情勢以外に、少子高齢
化、個人の価値観の変化、地域の変容なども影響しているかもしれない。しか
し、分析はできていない。

◎ 金融機関の方では、取引先との紛争などについて、どう感じておられるか。

○ 特に増えたというイメージはない。

○ ここ5年ほどで、中小企業の数、後継者の問題等で、40万社くらい減っ
ているので、それが訴訟の減少に影響しているかもしれない。

○ 企業の危機管理担当者は、訴訟にならないことをかなり意識して顧客対応等
をしている。

訴訟の多い少ないが問題なのではなく、本当に救済されなければならない原
告がきちんと救済される制度運用がされているのかが、一番問題なのだと思う。

裁判所が挙げている民事訴訟の課題は、本当に救済されなければならない人
がきちんと救済されるために必要なのだということ意識した方がよいのではな
いか。一例を挙げると、AV出演を強要された人に対して、強要した側、本来
訴えられるような立場の人が訴訟を提起し、その原告代理人弁護士が懲戒の申
立てを受けるといったことがあったと思う。個人的には、AV制作会社は救済さ
れるべき立場の人ではないと思う。例えば、欠陥住宅の問題で家も財産も失い
かねない人や、医療過誤などで肉親を失った人など、本当に国が救済しなけれ
ばいけない人のために、民事訴訟がどうあるのかということが、一番議論が必

要なことだと思ふ。

◎ 事件数の減少については、法的紛争が裁判所外できちんと解決されているのであればよいが、泣き寝入りしていたり、適切でない方法で解決されているのであれば、裁判所が法的紛争の最後の機関としてニーズをとらえられているのか、国民の期待に応えられているのかという問題意識から、お伺いした。

○ 仕事でクレームの電話を受けることもあり、「裁判をするぞ。」と言われるようなこともあるが、実際に裁判になったケースはない。

2年ほど前にある弁護士が書いていた記事で、気になったことがある。民事事件の件数は、50年スパンで見ると2倍に増えているが、裁判官の数はほとんど増えておらず、当事者や証人を調べることが40年前の5分の1くらいに減っており、審理が尽くされているか危惧されると書かれていた。迅速さを求めつつも証人や当事者の話はしっかり聞いているかということが気になった。また、その記事では、裁判に必要な経費についての援助が先進諸国に比べて少ないということも書かれていたが、その辺りの現状はどうか。

○ 弁護士数の増加もあり、無料相談が増えるなど、法的問題を抱えた人が何らかの法的サービスを受けようとしたときのための制度は、今はかなりできてきていると思ふ。

ただ、本当に救済されないといけない人が救済されているかということについては、疑問がある。例えば、生活保護受給者、非正規労働者、高齢者など、そういう人が裁判しようと思ったときに利用できる制度はあるが、現実には、生活保護を本来申請できるのに申請できず餓死したり、非正規労働者が違法な条件で働かされていたりするケースがある。その人たちがよりアクセスできるように方策を考えていかなければならないが、試行錯誤して考えている状況ではないかと思ふ。

◎ 国家公務員の総員が減少傾向にある中、裁判官の数は増えている。法律扶助関係の予算も増えていると聞いており、また、従前から、裁判所の訴訟救助の

制度もある。

- 民間企業では、常に改善していく仕組みを会社内に作っている。全国の裁判所で、こういうことをしたら迅速化できた、こういうやり方をしたら課題が解決できたというような、ベンチマークする機会や、定期的に見直すような機会はあるのか。もしなければ、このような機会を持つことが重要であると思う。
- 審理の迅速化のための方策等については、神戸地裁だけでなく、全国的にどのように取り組んでいけばいいのかということについて、定期的な協議会等で取り上げられている。合議の充実についても、具体的な方策を検討し、積極的な取組を行っている。
- ◎ 迅速な審理ということを取り上げているが、もちろん迅速だけを目的にしているのではなく、最終的な使命は適正迅速な審理であり、迅速であっても拙速であってはいけないと考えている。

地裁の中では、裁判官の研究会で、どのような審理をしたら適正迅速な裁判、充実した裁判になるかについて協議している。また、全国的にも、中央で又は高裁単位で、部総括裁判官や各裁判所の裁判官を集めて協議会を行い、うまくいっていない場合には原因分析したり、成功事例を持ち寄って情報共有し、各裁判所へ還元するなどしている。さらに、弁護士会との間で課題についての協議会を定期的に行い、意見交換をしている。

- 私の近くでは民事訴訟は増えていると感じる。

保全の部分にも課題があるのではないかと思う。例えば、1000万円の権利を保全するのに何十パーセントかの供託金が必要ということで、挫折することがある。逆に、保全で多額の差押えを受けて、ここまで差し押さえる必要はないのではないかという訴えを起こしたが認められず、生活に困っているというケースもある。

裁判に入ってから、裁判官が途中で変わると流れが大きく変わることがある。また、高裁に行くと、非常にバサッと切られる。これらが、私が周りと話

していて個人的に課題だと感じる点である。

● 保全は、一応証拠により権利があると認められ、差押えの必要性もあるというときに、民事訴訟のような緻密な審理をした結果ではなく、ある程度ざっくり審理して仮に差し押さえるという制度なので、もし間違っていた場合に発生する債務者の損害についてある程度保証金として準備しなければならないということ、また、保証金の額は、不動産など価額が高くなると必然的に高くなることについては、御理解いただきたい。

◎ 保全は、一方の意見を聞いて、迅速に、相手方に知られないように行うという制度になっているので、申立人側では財産移転を防ぐために早く差し押さえてほしい、受ける側からすると自分の意見もあまり聞かれず、なぜこんなに押さえるのかと、それぞれの立場からの意見がある。保証金の額は、持っている権利の確かさの度合いと保全の必要性の度合いとのバランスを考えながら決められているが、おっしゃるような意見はあると思う。

裁判官が変わる時に心証や流れが変わるのではないかという点については、制度としてはあり得る。全国共通のサービスを提供するため、裁判官は大体3年くらいで転勤する制度になっている。そして、裁判官の独立のため、次の裁判官に「この心証でお願いします。」と引き継ぐことはできず、次の裁判官は、自分の責任で判断することになる。

○ 一般企業であれば、管理職が至らない部下を指導することは当然あるが、地方裁判所長が組織の責任者として、個々の裁判官の訴訟指揮について指導することはないのか。

◎ 個々の裁判については、訴訟指揮又は裁判権の独立のため、指導の対象にならない。

○ 裁判官は、裁判官になった時から独任の官庁であり、独任で判断している。では、裁判官をどのように養成するかというと、研修機関や研修計画もあり、一般的な意味での教育的な働きかけはある。同時に、具体的な事件を通じての

成長も重要である。先ほど説明のあったとおり、合議事件を重視しようという考えがある。もっとも、合議事件を通じての育成というのは、裁判長が新人裁判官に上から「こういう時にはこういう判断をするものだ。」と教えるものではなく、それぞれ独立の権限を持った3人の裁判官が対等な立場で議論を重ね、同じ1票を持って評議し、結論を出していくものである。こういう活動の中で、経験の浅い裁判官は経験の豊富な裁判官の意見を聞き、訴訟指揮を見て、自ら成長していくというのが、あるべき裁判官の姿ではないかと思う。

- ◎ 裁判官の仕事については、憲法で、良心に従い独立して職権を行うと規定されており、所長が神戸地方裁判所の司法行政上の責任者であっても、個々の事件に干渉することはできない。個々の事件に問題があった時は、三審制の下、高裁、最高裁でチェックされ、是正されることになる。

裁判官は、事件を通しての研さんと自己研さんによって日々研さんし、あるべき姿を目指して成長しなければならない。万一、そのように育たなかった場合であっても、所長には、任免の権限はない。裁判官の任期は憲法で10年とされており、10年たった時に再任申請をして、再任にふさわしいかどうかの意見を外部機関である指名諮問委員会からいただいて、最高裁で再任するかを決めていく形になっている。

- 外国人が当事者となるような民事事件について、どのように対応しているか。その人の権利を守り、通訳により十分に納得して裁判を受けられるよう、仲介できるような人を特別な公務員として雇うようなシステムがあるか。
- ◎ 確かに外国人を当事者とする裁判は増えている。日本の裁判所で裁判をすることができるかという問題、その場合にどの国の法律を適用するかという問題があるが、それをクリアするのであれば、日本の裁判所で裁判をすることになる。

日本の裁判所では、原則として日本語を用いることになっているので、基本的には、翻訳も含め、当事者代理人が当事者の権利を救済するための準備を行

うことになる。

- 外国に住んでいる人に対して日本の裁判所で裁判をする時には、条約によっては、翻訳文を付けて書類を送達する必要がある場合があり、その時には、裁判所が翻訳の依頼をすることになる。また、民事事件であっても、法廷で通訳人を選任することはある。
- できるだけベンチマーク的に速い見本をやるのが、その後の迅速化につながるのではないかと思う。政府では働き方改革ということで、同一労働同一賃金という方向がある一方、今の企業には定年制があり、定年を過ぎたら、退職金を含めいろいろな保障をしているから、同じ仕事をしていても賃金は二、三割下がりますよと。一審では、同一労働同一賃金だから従来どおり払いなさいという判断がされたのが、二審では、従来の商習慣や保障が考慮され、判断が引っ繰り返ったという裁判があった。世の中の方向性が進んでいく時に、ベンチマークをなるべく早くしていただくのが企業にとっては一番うれしいかなと思う。
- ◎ 裁判の結論も含めて納得していただくことが大事だと思うが、一審と二審で判断は変わり得る。しかし、裁判官として一番大事なものは、時代の流れを読んで、それに即応した判断をきちんとすることである。また、判例があるので、判例の流れと射程をどう考えるかということがあり、一審と二審の判断が違う場合には、最終的に、最高裁で判断を統一することになる。今は、新しい法律問題や利害が対立する裁判が出てきているため、初めての判断があり得るので、場合によっては、議論が起きることがある。
- 民事訴訟では、和解を推進しているものなのか。どういうものが判決になり、どういうものが和解にもっていかれるのか。
- ◎ 民事裁判は、個人や会社の関係がこじれて紛争になったものであり、それを解きほぐせばまた良い関係に戻る可能性は、常時ある。裁判中でも、裁判所外で、自分たちで解決して取下げになる場合もある。また、裁判所を舞台にして和解をしたいと持ってくる場合もある。私的自治ということで、和解が一番望

ましいと考えている裁判官は多いと思うし、積極的に和解を進めていると思う。

○ 専門的な知見を要する訴訟に専門家が調停委員として入ることがあるという点について、当事者としてはどんな方が入るのが心配ではないかと思うが、その仕組みとそこに課題がないのかということをお聞きしたい。

● 一級建築士などの専門家を調停委員や専門委員に任命するに当たっては、それぞれの地元の協会に推薦してもらうのが一般的でないかと思う。推薦のあった方について、面接をしたり履歴等を調べ、人となりに間違いがないという方について最高裁に推薦して任命されるという手順になっている。

◎ 専門家調停委員，専門委員，鑑定人などは，まず専門家でないといけない。また，公平中立に判断していただかなければならない。専門家であるという点については，関係機関に推薦してもらい，名簿として整えている。そして，個々の事件では，公平中立性，専門性も含め，当事者代理人からの意見を聞いて，「その人で結構です。」ということになったら，願います。

課題は，なってくれる方が少ないので，どうやって適切な方を発掘するかということであり，裁判所の方で各機関に働き掛けをし，お願いしている。

○ ITの権利関係や雇用関係で訴えられることも多くなってきているので，やはり危機管理として，契約書関係をきちんとしたり，弁護士費用の保険を掛けたりして，訴訟にならないように防御している。

内容証明などが届いたときには，すぐに弁護士や業界の無料相談に行くようにしているが，弁護士に相談するとお金が掛かるので，とにかくお金で解決するケースが多く，裁判まではいかないという現状である。もし，何か起こったら，裁判所に直接相談に行くことはできるか。小さい会社なので，泣き寝入りするか，とにかくもめ事にならないようにしており，訴訟数がどうこうというのは，何か違うなと思って聞いていた。訴訟をすると時間やエネルギーが非常に掛かるので，そうならないようにお金で解決していることが多かったし，今は，紛争にならないように契約書等で防御している。

◎ 裁判所は公平中立の立場なので、手続の説明はできるが、中身についての法律相談はできず、弁護士等にお願いすることになる。

紛争にならないことが一番なので、事前に、弁護士等と相談しながら対策を行うのが望ましいと思う。紛争になっても、契約書がない、あっても肝心なことが書かれておらず、「ああだった、こうだった。」という供述での言い争いになって、最終的には裁判所に決めてくれというようなものも多い。

I Tやソフト開発に関する裁判は、紛争解決がしにくい種類の事件になっていて、審理期間が長くなるなど苦慮しており、I T関係の専門家に調停委員や専門委員として関与してもらい、助けてもらっている。

民事裁判について、最終目的である適切な紛争解決のために裁判所はいろいろな努力をし、また弁護士会とも協力しているが、まだ十分でないところもある。本日皆様からいただいた意見を内部で議論して、個々の裁判運営にどれだけいかせるか協議したい。

(4) 次回の議題

尼崎支部の新庁舎について

5 次回期日

平成29年7月10日